

人権週間

12月4日～10日までの1週間

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち

育てよう 思いやりの心

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、みんなと人権を考える1週間です。

男女差別、障がい者差別、外国人差別、部落差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会を作りたいものです。そのためには、わたしたち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことがとても大切です。

今一度、身近なことから人権を考えてみませんか。

人権のことについて相談のある方は、お近くの人権擁護委員・法務局・役場まで、お問い合わせください。

日高町人権擁護委員、和歌山地方法務局御坊支局、日高町では、次の日程で街頭啓発を行います。

■とき 平成27年12月8日(火) 9時～10時

■場所 Aコープひだか店前

■内容 啓発グッズの配布

【困りごと、心配ごとでお悩みの方へ】

人権擁護委員か、左記の人権相談窓口までお気軽にお電話ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

■受付 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

(12/29～1/3・休日を除く)

■面談による相談窓口

和歌山地方法務局御坊支局 (御坊市藪369-16)

■電話による相談窓口

・子どもの人権110番

(☎0120・007・110)

・女性の人権ホットライン

(☎0570・070・810)

・右記以外の専用相談電話

(☎0570・003・110)

【人権のつどい】

■とき 平成27年12月19日(土) 13時～

■場所 串本町文化センター

東牟婁郡串本町串本2427

【お申込み・お問い合わせ先】

東牟婁振興局総務県民課

(☎0735・21・9607)

人権相談・行政相談・心配ごと相談合同相談所開設のお知らせ

12月8日(火)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

日本年金機構からのお知らせ

「街角の年金相談センター和歌山(オフィス)」開所のご案内

平成27年12月7日(月)より、和歌山市に開所しますので、お気軽にお越しください。

名称 「街角の年金相談センター和歌山(オフィス)」

所在地 損保ジャパン和歌山ビル 1階(和歌山市美園町三丁目32-1)

受付時間 平日：午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日はお休みです)

※街角の年金相談センター(オフィス)は「対面による年金相談」を行っています
日本年金機構の委託を受けて、全国社会保険労務士会連合会が運営しています

子ども医療費制度 のご案内

子ども医療費制度は、高校3年生までのお子さまを対象に、医療費の一部を助成する制度です。

対象は、町内にお住まいのすべての0歳～18歳のお子さま

保護者の所得に関係なく、日高町内に住所を有する0歳～18歳（出生から高校3年生終了時まで）のすべてのお子さまが対象です。

医療費の助成(外来・入院)

通院と入院にかかる保険診療の自己負担分を助成します。

ただし、入院中の食事代、保険のきかない差額ベッド料などは助成の対象になりません。

申請が必要です

助成を受けるには、町への申請が必要です。

申請時には、健康保険証と印鑑をご持参ください。(転入された場合は、前住所地での課税証明書が必要な場合があります)

出生のときには出生届と、転入のときには転入届と一緒に申請してください。

また、対象のお子さままたは保護者の氏名を変更したとき、転居したとき、加入している医療保険の変更があったとき、お子さまが婚姻したときは、必ず届出をしてください。

医療を受けるとき

◆和歌山県内の医療機関で

受診するとき

医療機関の窓口へ、子ども医療受給者証と健康保険証を出してください。保険診療の自己負

担分は、町へ請求されますので、本人の支払いはありません。

◆和歌山県外の医療機関で

受診するとき

1 医療機関の窓口へ、健康保険証を出してください。

2 保険診療、保険外診療にかかわらず自己負担分を支払い、保険点数が確認できる領収書などをもらってください。

3 住民福祉課窓口へ、領収書、受給資格者証、印鑑、金融機関の

通帳(ゆうちょ銀行を含む)をご持参のうえ、支給申請をしてください。

申請額を審査し、後日決定額を支給します。

なお、申請は診療日から5年以内にお願います。5年を過ぎると無効になります。

詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

「マイナンバー総合フリーダイヤル」が開設されました



無料

☎0120・95・0178

(平日 9時30分～22時 土日祝 9時30分～17時30分)
(年末年始12月29日～1月3日を除く)

- 「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバーに関するお問い合わせにお答えします。
- 音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。
- 既存のナビダイヤルも継続しています。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は下記の番号へお電話ください(有料)

・マイナンバー制度に関すること
☎050・3816・9405

・「通知カード」「個人番号カード」に関すること
☎050・3818・1250

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

・マイナンバーカードに関すること
☎0120・0178・26

・「通知カード」「個人番号カード」に関すること
☎0120・0178・27

(英語以外の言語については、平日9:30～20:00までとなります)

日高町では、10月下旬から順々に「通知カード」を発送しています。まだ「通知カード」がお手元に届いていない方は、住民福祉課(☎63・3800)まで。